

滋賀県製品等を通じた貢献量評価手法検討会について

1. 設置の趣旨

- 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例では、第 20 条に、一定規模以上の事業場に事業者行動計画の策定を義務づけている。
- 同条例では基本理念の一つに環境保全と経済成長の両立を掲げており、この計画書制度では、製品の生産等を通じて他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する取組（以下「製品等を通じた貢献」という。）を事業者が記載する項目の一つに掲げ、低炭素社会において必要となる省エネ製品等の生産等に対する後押しとなることを目指している。
- 本制度をより効果的に機能させる上で、製品等を通じた貢献の量を定量的に示すことが必要と考えているが、このような取組は、自らの事業活動報告書等の中で試みられている例が一部の事業者で見られるものの、大半の事業者においては未実施の状況である。
- さらに現時点で貢献量を定量的に評価する定められた手法は存在していない。このため、貢献量を定量的に評価する取組を本計画書制度の対象となる事業者に広めていくためには、事業者が自らの貢献量を定量的に評価するための手法について、早急に開発することが必要となっている。
- 以上を踏まえて、先進的に取組を進めている事業者の知見をもとに、製品等を通じた貢献の量の自主評価を新たに行おうとする事業者にとって参考となる定量的な評価手法を検討するため、本検討会を設置する。

2. 主な検討課題（検討の進め方等は、資料 4）

- (1) 貢献量評価手法の検討
- (2) 検討した貢献量評価手法の実現性の検証
- (3) 事業者が貢献量評価を実施する上で必要となる情報の整理（抽出）
（特に貢献評価に新たに取り組もうとする事業者が活用する視点で）

3. 検討会の委員等

検討会委員は、参考資料 1 に示す別紙委員名簿のとおり。

ただし、議題に応じて、委員の所属団体から必要となる職員を参加させることができるものとし、その場合は、あらかじめ事務局に連絡することとする。